

# 見 解 書

—(仮称)第二廃棄物広域処分場建設事業—

平成 7 年 3 月

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

## 第1章 総括

### 1.1 事業者の名称及び住所

名称 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
 管理者 臼井 千秋  
 住所 東京都府中市新町二丁目77番地の1

### 1.2 対象事業の名称

名称 (仮称) 第二廃棄物広域処分場建設事業  
 事業の種類 廃棄物処理施設の設置

### 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都西多摩郡日の出町に、一般廃棄物広域処分場を建設するものである。  
 事業の概要は、表1.3-1に示すとおりである。

表 1.3-1 事業の概要

名 称		(仮称) 第二廃棄物広域処分場	
位 置		東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内	
規 模	面 積	全 体 面 積	60ha
		開 発 面 積 --(埋立面積)	30ha (19ha)
		非開発面積	30ha
模 式	容 量	全 体 容 量	370万 <sup>m</sup> ³
		埋 立 容 量	250万 <sup>m</sup> ³
		覆 土 容 量	120万 <sup>m</sup> ³
埋立廃棄物の種類		一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却残渣、 不燃ごみ及び焼却不適ごみ	
工事期間 (予定)	処分場 建設工事	第1期	平成7年度～平成9年度
		第2期	平成9年度～平成13年度
		第3期	平成14年度～平成18年度
	廃棄物埋立処分	平成9年度～平成20年度	

### 1.4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書115,328通及び関係市町長として日の出町、青梅市の各市町長から意見が提出された。また、公聴会においては25名の公述人より意見が述べられた。

これらの主な意見とそれらに対する事業者の見解の概略は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 主な意見と事業者の見解の概略

主 な 意 見 の 要 旨	
(1) 予測・評価項目の選定	<p>評価書案の「予測・評価項目の選定」では最も重要な土壌汚染の項目が外されています。廃棄物から出る水銀、カドミウム等の重金属、ダイオキシン、プラスチック添加剤等の有害物質が漏れれば、地下水や土壌を汚染するはずで、なぜ選定項目から外したのでしょうか。</p>
(2) 大気汚染	<p>処分場関係車両は日の出町の都道184(宿通り)、五日市町の五日市街道、青梅市の国道411号等を集中的に通ります。これらの車両による道路公害はかなりなものです。</p> <p>上記の3路線での処分場関係車両の交通量を追加して現況、予測調査し評価してください。</p>
(3) 悪臭	<p>第二処分場の評価書案には、次の点についてまともな環境影響評価を欠いているので、ただちに、これをやり直すべきである。</p> <p>谷戸沢処分場の周辺では、搬入ごみの臭い悪臭に悩まされている。風速5.5m以上の日は搬入を停止することになっているが守られていない。比較的風のある日は畑や山に入っても、ごみの悪臭のため戸外で弁当などを食べる気にならない。又、悪臭を防ぐための覆土も1日1回、午後4時過ぎまで放置される。風によっては谷戸沢処分場の外まで、焼却灰などが飛んでおり、処分場のすぐ近くの林の中では、樹木や草の葉に細かな灰の破片のようなものがたくさん付着している。第二処分場でも同様のことが予想される。</p>
(4) 騒音及び振動	<p>道路交通騒音は、処分場関係車両の走行による寄与分は1dB以下となり、影響は少ないと予測・評価している。</p> <p>青梅市墓地公園前の現地調査結果は、昼間平均値が64dBで環境基準としている55dBを上回り、上端値は要請限度としている70dBをはるかに超える80dBを記録する時間帯もある。将来の一般車両の増加、処分場関係車両では、廃棄物運搬車両が現行1日に約100台から約120台へ、さらに、残土搬出車両が1日に160台以上、その他の関係車両の30数台の運行を考えると、騒音の最低値が75dBを超えるのが1日に数十回を数える横田基地周辺の地域とは比べくもないが、騒音環境基準をクリアし、処分場関係の車両の走行による寄与分の影響は少ないとは考えられない。</p>
(5) 水質汚濁	<p>水質汚濁の調査は、谷古入沢から玉の内川、平井川のみが詳しい調査の対象となっているが、青梅市民としては青梅側に流れ込む馬引沢、清見川の水質・底質の詳しい調査があつてしかるべきと考える。</p> <p>評価書案91頁の図では、馬引沢の源流は尾根筋から600mくらい離れたところから始まっているが、実際に水が流れ始める場所は、尾根筋から50mくらいの地点である。計画地に近く、しゃ木シートが破損した場合には、明らかに青梅市にこれらの汚染された物質が流れ込むわけである。</p>
(6) 地形・地質	<p>評価書案の総括表の記述「堅硬な岩盤と締りの良好な砂礫層からなり地盤変形は少ない」は、地表および試錐調査の結果からみれば事実とかけ離れている。</p> <p>秩父層群(川井層)からなる岩盤は、断層や破砕帯によって全面的に破壊され、決して堅硬といえるものではない。</p>

## 見 解 の 要 旨

### (1) 予測・評価項目の選定

計画地内における現在の土地利用はスギ植林等であり、土壤汚染の要因となる地歴を有するものは存在しません。また、施設の建設に伴い、土壤汚染の原因となる行為・要因はありません。

しゃ水構造については、しゃ水シート、混合土、シート保護材、保護土を用いた複合的なしゃ水構造を埋立地内底部に敷設することにより、浸出水は漏出することはありません。さらに、漏出を検知するためのモニタリング専用管を敷設するとともに、万が一漏出を検知した場合には、モニタリング専用管からグラウトを行い漏出を抑える等の措置をとるため、浸出水による土壤の汚染は発生しないと考えます。なお、浸出水は浸出水処理施設において下水排除基準以下に処理した後、公共下水道へ放流します。

以上のことから予測・評価項目から除外しました。

### (2) 大気汚染

大気汚染については、技術指針に基づき予測・評価した結果、評価目標を満足することから、道路沿道の生活環境は保全されるものと考えています。

大気汚染の予測地点については、交通量に処分場関係車両の台数が最も大きく影響すると考えられる秋川街道の代表的な3地点の道路沿道を選定しました。

第二処分場の建設工事中における交通計画では、秋川街道の処分場関係大型車両の最大日交通量は254～268台であり、将来交通量（一般車両＋処分場関係車両）に対する処分場関係車両の割合は最大でも3～4%程度です。

日の出町の都道184（宿通り）、五日市町の五日市街道、青梅市の国道411号については、処分場関係車両が分散されるため、さらに影響は少なくなるものと考えます。

### (3) 悪臭

悪臭の予測結果については、埋立作業中及び埋立作業の完了後において、計画地の敷地境界での悪臭物質濃度は規制基準以下、臭気濃度は10以下と予測され、評価の指標を下回ることから影響はないと考えます。

なお、本事業では悪臭の発生防止、廃棄物の飛散・流出防止等のため、すみやかに即日覆土を行います。

### (4) 騒音及び振動

秋川街道の代表的な3地点における道路交通騒音の予測結果は、最大となる時間帯で62～66デシベルであり、処分場関係車両による寄与分は0～1デシベルと少ないことから、処分場関係車両からの騒音による影響は少ないと考えます。評価の指標とした環境基準は現況でも達成しておらず、寄与分での評価は妥当なものと考えます。

### (5) 水質汚濁

計画地の表流水は、谷古入沢から玉の内川へ流れます。尾根付近の地下水位は、埋立レベルより高くなっており、尾根を越えて青梅市側に地下水が流れることはありません。また、しゃ水構造には万全を期しており、浸出水が漏出することはありません。

以上のことから、青梅市側は調査の対象としませんでした。

### (6) 地形・地質

地質学的には、岩石の破壊によって生じた不連続面のうち変位（地層のずれ）が確認されたものについて、「断層」と呼ばれます。評価書案では、地層のずれが確認できない岩盤のもろい部分については、断層であると断定できないことから、「劣化部」と呼んで断層とは区別しています。露頭等で変位が確認できたものについては、「断層」

### 主 な 意 見 の 要 旨

い。評価書案では劣化部を、断層及び破砕帯として認識し、その延長、広がり解析して、地質図上に明示することが欠けている。飯能礫層（大荷田礫層）からなる砂礫層は、谷戸沢処分場計画時の環境影響評価書案には透水性のよい部分があり、しばしば湧泉がみられると述べられている。草花丘陵一帯の坂道には雨水によって抜け出した玉石が転がっているのが目撃され、締まりが良好という評価書案の記載が正しいものでないことを示している。

#### (7) 植物・動物

アセス案で生態系についての子測がされていないのは欠陥である。谷古入の森は、オオタカを頂点にタヌキ、カエル、トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、サワガニ等、様々な動植物が生息し、まとまりのある豊かな生態系を築いている。こうした様々な生物を保護し、生息地である森を守ることを最優先に考えるべきである。自然破壊が進めば、人間にとっても環境が悪化するのには必至である。

#### (8) 景観

景観への影響について、評価書案は眺望に変化は少ないことを強調しているが、ハイキングに訪れる人達に安心感を与え、自然を感じさせることができるように周辺の自然と調和した景観の保全が必要である。

#### (9) 環境全般

評価書案では環境に影響を及ぼす地域として青梅市内では長瀬の秋川街道沿道と日の出町と青梅市との分水尾根周辺だけに限定しているが、影響は青梅市内全体に及ぶはずである。もう一度調査し直すべきである。

#### (10) その他

1) 都、処分組合、日の出町や日本環境学会の調査からも、遮水シートが破れていないと断言することはできない。特段の影響はないという苦しい説明であり、それは間接的にシートは破損しているとみることもできる。

遮水工の構造を示しているが、そこで用いる遮水シート、混合土、保護土、保護材などの性状を一切示さず、まさに科学的に判断できる材料は何もないから、いかに遮水工機能を総合的に判定し、施工までに信頼性の高いものを徹底すると述べても、それを期待することは無理であり、このようなアセスメントはアセスメントの価値を持たない。

## 見 解 の 要 旨

として記載しています。

これら劣化部については、計画地内の多数のボーリングや地表踏査等の結果から、その延長を確認できたもの等は、極力表現しています。

また、ボーリングコアは、一般にコア採取時の振動や応力解放等により、地山状態よりも悪く見えることが多く、特に川井層の中でも含礫泥岩では、その傾向が強くなります。コア状態が悪い部分でも、透水性は概ね2ルジオン未満と低いことから、地山状態では十分結まっていると判断しています。

大荷田礫層については、ハイキングコース等で見られる転石は、地山の状態とは全く異なるものです。大荷田礫層は、表層を除いて、N値は全層にわたって50以上であり、地山の露頭では礫の間の基質も細粒分で密に充填されており、よく結まっています。ボーリング掘削時も非常に硬く結まっていたり、掘進効率が低かったことから、結まりが良好であるといえます。

計画地内の大荷田礫層は、透水試験結果から、 $10^2 \sim 10^3 \text{cm/sec}$ オーダー以下であり、不透水層であると判断しています。

### (7) 植物・動物

本計画では、埋立地及び周辺の造成地等での植生変更、自然度の低下及び緑化実施後の草地化は避けられません。特に大規模な切土工が必要となる搬入道路についてはトンネル構造にする等、変更面積の低減に努めました。また、計画地周辺の自然環境への影響を最小限に止めるために、計画地の境界から内側概ね50mは、緩衝緑地としての役割を持つ残留緑地（計画地全体の50%を占める）を確保しました。

なお、評価書案においては、直接生態系を予測・評価項目としてはいませんが、陸上植物・陸上動物・水生生物の各項目において、それぞれ生態学の知見を考慮して生育・生息環境の関係を調査し予測・評価を行っており、生態系の変化についても留意した内容となっていると考えます。

### (8) 景観

計画地内に残留緑地を確保してスカイラインとして視認される尾根部を保全し、眺望の変化を抑えること等から地域景観の変化は少ないと考えます。また、樹木等の植栽や、周辺の法面については種子吹付け等の緑化、修景対策を講ずることから、ハイキングコースからの景観の変化は緩和されると考えます。

### (9) 環境全般

本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある地域の選定にあたっては、以下の事項を考慮し、計画地の周辺約100mの区域、秋川街道の道路沿道の約100mの区域、並びに計画地より下流の河川（谷古入沢及び玉の内川）の区域としました。

- ① 計画地内における事業の実施により生じるおそれのある大気汚染、騒音及び振動の影響を考慮し、計画地の周辺約100mの区域を範囲としました。
- ② 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響を考慮し、秋川街道の青梅市長瀬交差点から日の出町萱窪交差点までの道路沿道の道路端から両側約100mの区域を範囲としました。
- ③ 事業の実施により生じるおそれのある濁水による影響を考慮し、計画地より下流の河川（谷古入沢及び玉の内川）の区域を範囲としました。

### (10) その他

1) 廃棄物最終処分場に係る技術上の基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）等に基づき以下のとおり定められています。

① ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水または廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条第1項第6号）

② 埋立地には一般廃棄物の投入のための開口部及び集水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水の埋立地からの浸出を防止することができるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域および地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層、その他本文に規定するしゃ水工と同等以上の効力を有するものがある部分についてはこの限りではないと定められています（「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年 総・厚令1）第1条第1項第5号イ）。

## 主 な 意 見 の 要 旨

2) 残土の運搬について、平成7年9月～13年11月まで、6年2か月の間に約10万台、1日に往復約160台以上の大型車が当長瀬地区の秋川街道を利用する。街道沿いの私たち住民は、道路交通振動・道路交通騒音・大気汚染などの環境公害と交通事故の危険にさらされることになる。搬出残土の大幅な削減についてご検討いただきたい。

3) 大きな地震が発生したときの影響の評価がなく、また対策もありません。地震が起きて処分場から様々なものが漏れ出すことはなく、絶対大丈夫だと思っているのでしょうか。その根拠はなんのでしょうか。

4) ゴミの埋め立て処分は、資源として有用なものを安易に廃棄することに他ならない。また自然に還元しない物質を埋め、そこから浸出する有害物によって土壌や水を半永久的に汚染し続ける。近年素材ごとのリサイクルシステムが急速に進み、再資源化に向けての一時保管庫である「遮断型処分場」も検討されている。時代に逆行する巨大処分場は見直すべきである。

## 見 解 の 要 旨

③「廃棄物最終処分場指針解説」（平成元年3月、（社）全国都市清掃会議）によれば、しゃ水工には鉛直しゃ水工と表面しゃ水工があり、表面しゃ水工は、シート工法、吹付け材による工法、アースライニング工法、ソイルセメントやアスファルト等によるライニング工法等があげられますが、一般的とされているシート工法に用いられるしゃ水シートの厚さは、合成ゴム系・合成樹脂系シートとも1.5mmが一般的とされております。

第二処分場のしゃ水構造は、同上の法令や「廃棄物最終処分場指針解説」（平成元年3月、（社）全国都市清掃会議）を基に、廃棄物に関する最新の知見を有する学識経験者や関係機関の研究者からなる「第二処分場建設工法検討委員会」での検討結果に基づいて決定したものです。

同委員会で検討されたしゃ水構造は、下記のようなしゃ水シートと混合土（透水係数 $10^7$ cm/sec）、保護土（透水係数 $10^6$ cm/sec）との複合構造とされており、指針解説にあるシート工法とアースライニング工法（粘土、粘性土等の透水性に応じて所要の厚さの盛土を行う工法）を組合わせた構造となっています。

### ア. 底部

①発生土にベントナイトを加え、不透水性を高めた混合土を60cm敷き固め、その上に②保護材、しゃ水シート、保護材を順に敷設し、さらにその上に③保護土（発生土）を底部平面で1m、底部法面で0.5mの厚さで敷き固めた複合しゃ水構造

### イ. 法面部

①下地処理として難透水性の粘性土を20～30cm敷き固め、その上に②保護材、しゃ水シート、保護材を順に敷設し、さらにその上に③保護土（発生土）を0.5mの厚さで敷き固めた複合しゃ水構造

なお、しゃ水シートについては、既存文献、屋内試験等でも安全性は強度的に十分に確認されていますが、屋外試験施工等により、現場における施工性や接合等を総合的に評価し、最も優れていると考えられるシートを選定するため、屋外試験施工等を行っており、平成7年度のできるだけ早い時期に決定したいと考えています。

2) 搬出残土については、極力削減できるよう検討していきます。

また、残土運搬車両による環境公害や交通事故等を発生させないよう、交通法規を遵守させるとともに、荷台にシートをかけ、土砂の飛散を防止する等の措置に努めます。

3) 貯留場は、貯水ダムと同様な基準で設計しており、地震に対して「建設省河川砂防技術基準（案）設計編」、及び「防災調整池設計基準（案）」に定める安全率を確保しています。

また、施工時には設計値（密度、強度等）が確保できるように、十分な品質管理を行います。

しゃ水構造、ボックスカルバート及び集排水管は、計画地内に活断層がないこと、地盤の変動に追従できることから、地震に対して安全と考えます。

以上より、貯留場、しゃ水構造、ボックスカルバート及び集排水管はともに、地震に対して十分な安全性を有しているものと考えます。

4) 処分組合では、資源として有用なものが最終処分場に搬入されないよう、排出規制やごみリサイクルを最大限に発揮する処理技術の導入を構成団体をお願いしています。

しかしながら現時点では、処理方法や技術の面等からも埋立処分せざるを得ない実情にあります。

しかも、多摩地域においては、市街化が進み、土地の高密度利用が図られていることから、各市町村が最終処分場を設置することは、一部地域を除いて極めて困難です。

このような状況から多摩地域の市町村と東京都は、廃棄物の最終処分を適正かつ円滑に実施するため、広域最終処分場の設置・管理等の広域的対策を共同して推進することで合意したものです。

なお、今後のごみ問題の解決は、廃棄物のリサイクル・資源化を図り、ごみの減容化等について市民、行政、企業とが一体となって当たらなければならないものと考えています。



## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

本事業は、三多摩地域26市1町の廃棄物の適正な処理を広域的に行うため、廃棄物最終処分場の設置及び管理を目的として、地方自治法第284条に基づき設立（昭和55年11月1日）された一部事務組合である東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下「広域処分組合」という。）が、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場（以下「谷戸沢処分場」という。）の次期処分場として、図2.1-1に示す日の出町に（仮称）第二廃棄物広域処分場（以下「第二処分場」という。）を建設するものである。

なお、広域処分組合の構成団体は表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 組合構成団体名

・八王子市	・調布市	・国立市	・東久留米市
・立川市	・町田市	・田無市	・武蔵村山市
・武蔵野市	・小金井市	・保谷市	・多摩市
・三鷹市	・小平市	・福生市	・稲城市
・青梅市	・日野市	・狛江市	・羽村市
・府中市	・東村山市	・東大和市	・瑞穂町
・昭島市	・国分寺市	・清瀬市	

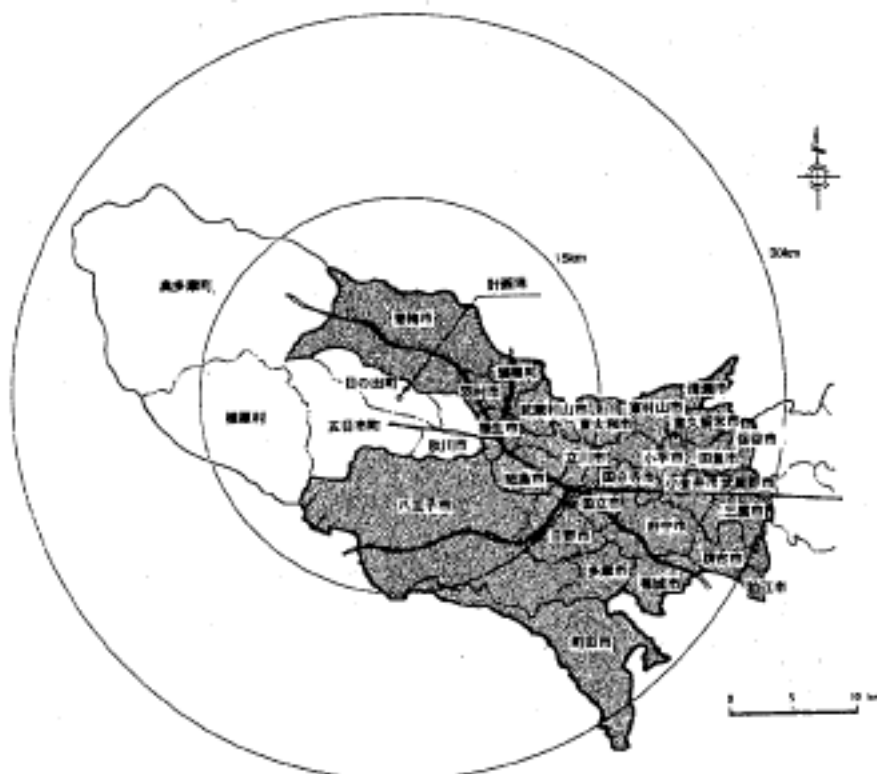


図2.1-1 計画地の位置と組合構成団体

## 2.2 事業の内容

### 2.2.1 事業計画の背景と経緯

#### (1) 事業計画の背景

広域処分組合では、昭和59年度から広域処分組合構成団体の一般廃棄物の最終処分を谷戸沢処分場（西多摩郡日の出町平井3141）で行っている。各構成団体は、廃棄物等の資源化や減容（量）化を積極的に推進し、埋立処分量の削減を図っているが、谷戸沢処分場は平成8年度末には満杯となる見込であり、新たな最終処分場の建設が急務となった。このため広域処分組合は、日の出町大久野地区に第二処分場の建設事業を計画したものである。

#### (2) 事業計画の経緯

##### ア 事業計画地の選定

第二処分場建設予定地の選定にあたっては、三多摩地域全域を対象とした適地選定調査を行い、27ヶ所の候補地を抽出した。次にこれらの候補地の比較評価から5ヶ所の候補地を選定した。さらに、平成2年度から平成3年度にかけて候補地5ヶ所の現地調査を主体とした総合的調査を行って、第二処分場の計画地として本事業計画地である日の出町大久野地区を選定した。

##### イ 事業計画の策定

第二処分場の建設にあたっては、地域の自然環境との調和を図り、環境保全、災害対策等に万全を期するための構造、工法、維持管理等について学識経験者を中心とした「第二処分場建設工法検討委員会」で検討した結果をもとに、平成5年6月に「（仮称）第二廃棄物広域処分場基本設計」をとりまとめた。

その後、詳細なボーリング調査等を実施し、施設配置に検討を加え、以下のとおりとした。

- ① 埋立地面積を当初予定の約22haから約19haに縮小した。
- ② 浸出水処理施設の位置を、貯留堤下部から木材センター脇の秋川街道に隣接した場所に移動した。（浸出水とは、雨水等が埋立地内に浸透し、埋立ごみと接触して汚水となった水）
- ③ 搬入道路の形状をオープンカット方式から、トンネル構造とした。
- ④ 残留緑地面積を当初予定の約25haから約30haとした。

#### (3) 廃棄物の削減

廃棄物の削減を図るため、平成3年2月に構成団体の清掃担当部長等で構成する「三多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画検討委員会」を設置し、谷戸沢処分場及び第二処分場の延命のための廃棄物減容（量）化施策、埋立廃棄物の質の安定化を指向した高温溶融処理等の新技術の導入を検討し、構成団体の市長等で構成される広域処分組合理事会において協議、承認され、平成5年4月に「三多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画」を策定した。

## 2.2.2 事業の概要

第二処分場を建設する計画地の位置は図2.2-1に示すとおりであり、東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内地内である。

計画地の規模は、総面積約60ha（開発面積30ha、非開発面積（残留緑地）30ha）、全体容量370万 $m^3$ （廃棄物埋立容量250万 $m^3$ 、覆土容量120万 $m^3$ ）である。

## 2.2.3 施設の配置及び構造

### (1) 施設配置

計画地の自然環境条件、地形・地質、搬入車両の効率性等を総合的に検討し、図2.2-2に示すとおり施設を配置した。施設の構成概要は表2.2-1に示すとおりである。

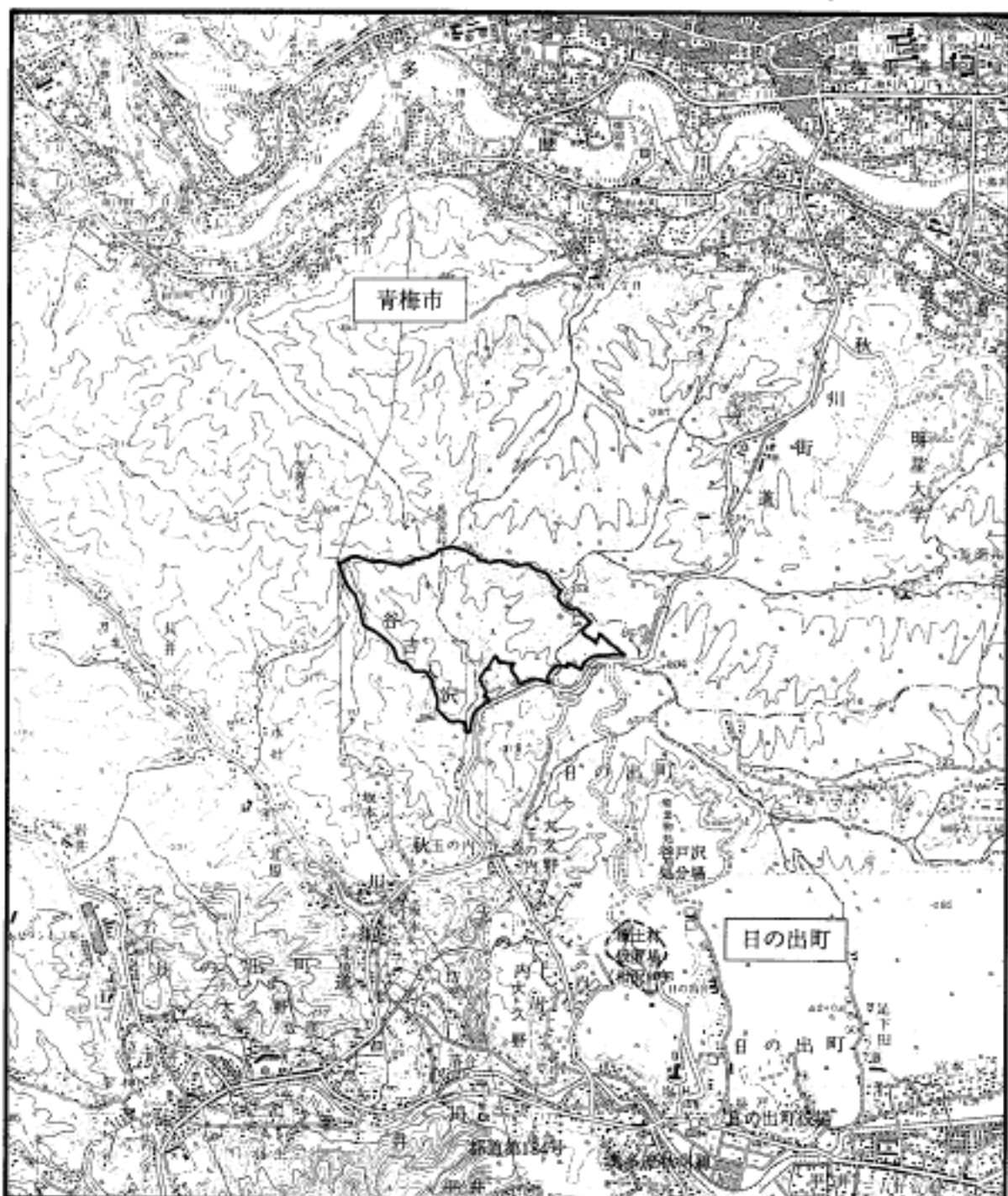
なお、計画地の断面図は、図2.2-3に示すとおりである。

表2.2-1 施設の構成概要

施設名		面積 (ha)
総面積		60
開発地	主要施設	22
	管理施設	3
	関連施設	5
	非開発地（残留緑地）	30
その他 覆土材仮置場（相沢沖）		5


### (2) 主要施設

第二処分場の建設にあたっては、埋立容量を確保するとともに、良好な作業性、公害防止、埋立地盤の安定化、防災等の機能を保持するため、以下に示す施設を設置する。特に公害防止の観点から、浸出水による外部環境への影響防止を図るため、埋立区

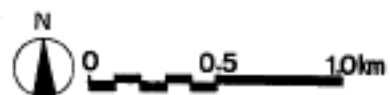


凡例

図 2.2-1 対象事業の位置

 対象事業の位置

1:30,000



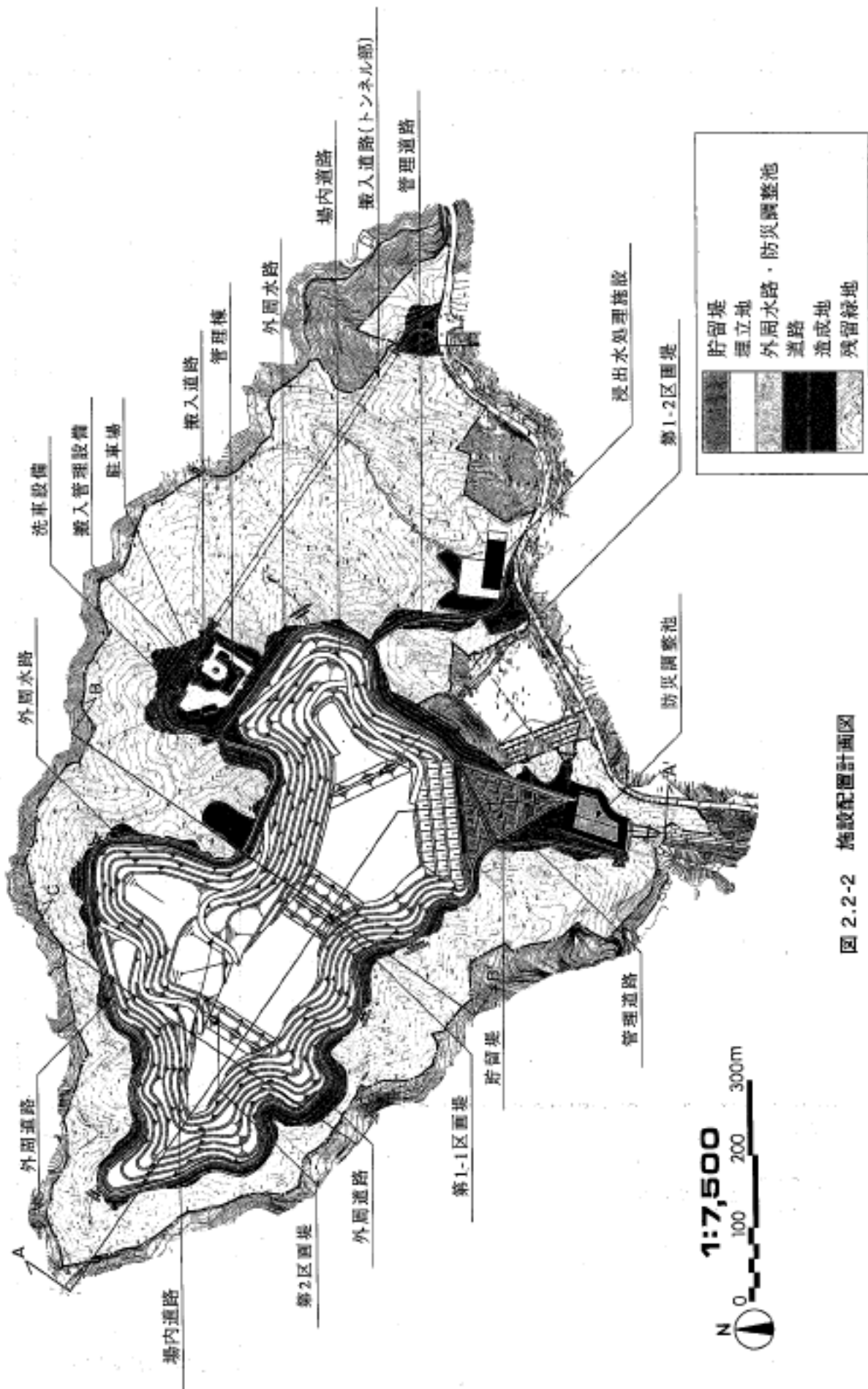
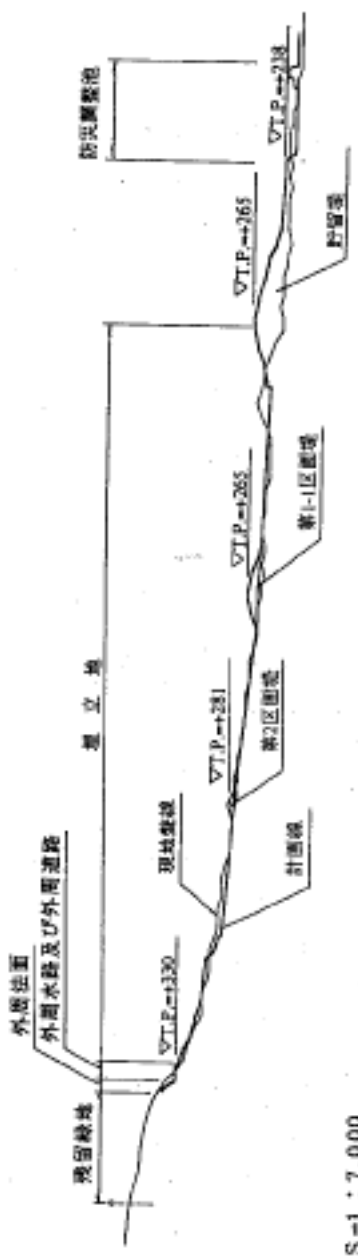


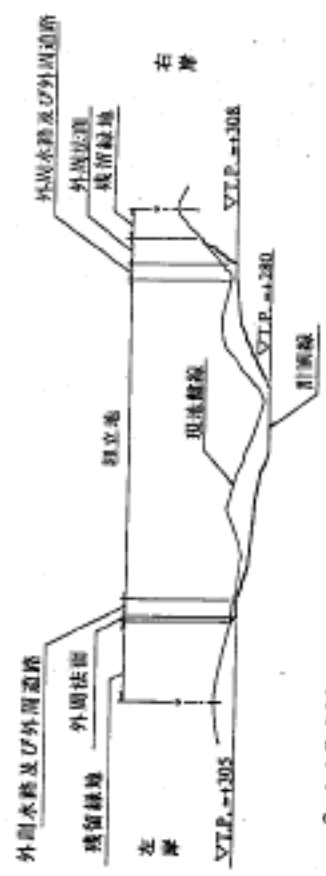
図 2.2-2 施設配置計画図

A-A' 断面



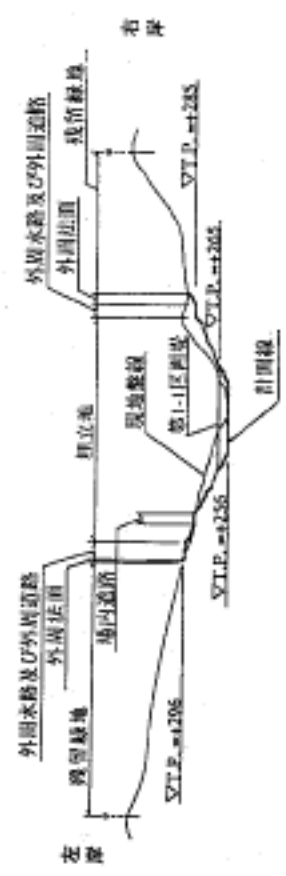
S=1 : 7,000

C-C' 断面



S=1 : 7,000

B-B' 断面



S=1 : 7,000

図2.2-3 計画地断面図

画外の雨水の排除による浸出水化の防止、浸出水の速やかな集排水、十分な浸出水処理容量の確保に配慮し、施設を計画した。

#### ア 貯留堤

貯留堤は、廃棄物を安全に貯留することを目的として設置する。貯留堤の構造はフィルダムとし、貯留堤高は28mとする。

#### イ 埋立地

##### (7) 区画堤

区画堤は、雨水の埋立区域への侵入を防ぎ、浸出水の発生を抑制すること等を目的として、埋立地内に3基設置する。

##### (4) シャ水工

シャ水工は、埋立地内に発生する浸出水による外部環境への影響を防止することを目的として設置する。シャ水工は、「廃棄物最終処分場指針」（昭和63年、厚生省生活衛生局）や第二処分場建設工法検討委員会の提言に基づき、施工性に優れ、実績も多い表面シャ水工とする。構造については、図2.2-4に示すとおりである。

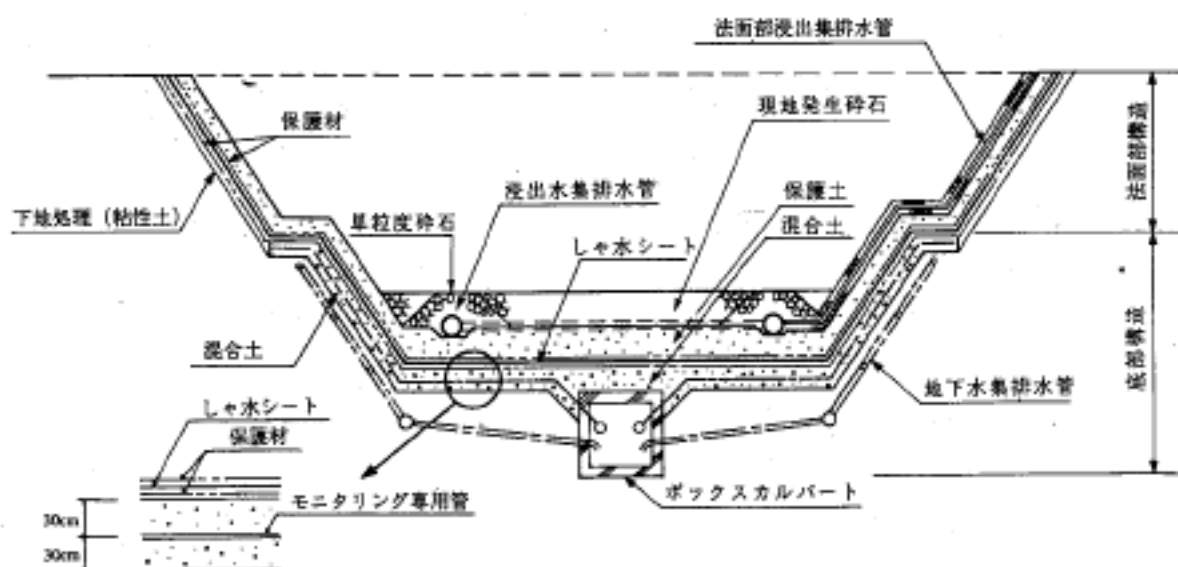


図2.2-4 シャ水工の構造概念図

シャ水シートの選定にあたっては、廃棄物埋立に伴う強度、自然環境条件下での耐久性、現場での施工性について、強度の試験及び実験施工等の結果を踏まえ、シャ水工機能を総合的に判定し、施工までに信頼性の高いものを決定する。

##### (7) 地下水集排水管

地下水集排水管は、地下水によるシャ水工のはらみ出し等の破損を防ぐため、地下水の排除を目的として、底部及び法面部の地山に敷設し、ボックスカルバートに接続する。構造は、集排水管（有孔管）の周囲を均質で目詰まりのしにくい単粒度砕石で囲うことを基本とする。

##### (2) 浸出水集排水管

浸出水集排水管は、埋立地内に発生する浸出水を滞留させず、速やかに集排水し、浸出水処理施設へ送水するために設置する。

底部浸出水集排水管は保護土上に配置し、自然流下により浸出水を浸出水原水ポンプ槽に導く。

法面部浸出水集排水管は、鉛直方向の浸出水の集排水を目的として埋立地の法面に沿わせ、保護土上に敷設する。

壁形浸出水集排水管は、廃棄物の埋立層内の浸出水の早期集排水を目的として、概ね50m間隔で鉛直方向に設置する。

(d) モニタリング専用管

埋立地内の底部に設けたしゃ水工は、浸出水による外部環境への影響を防止するため、複合構造としているが、さらに安全性を高めるため、しゃ水工下部の混合土中に、浸出水の漏出を早期検知するモニタリング専用管を設置する。

(e) ボックスカルバート

ボックスカルバートは貯留堤下部から埋立地底部の上流端付近までの区間に敷設し、内部には浸出水集排水管が収納されるほか、地下水集排水管及びモニタリング専用管が接続される。

ウ 浸出水処理施設

計画地内において発生する浸出水は、浸出水集排水管により集水したのち、浸出水原水ポンプ槽から浸出水処理施設に圧送される。

浸出水処理施設は、埋立地内の浸出水を下水排除基準以下に処理し、公共下水道に放流する目的で設置する。浸出水処理施設の調整池容量は約18,500 $m^3$ で、通常400 $m^3$ /日、最大1,400 $m^3$ /日の浸出水の処理を行う。

エ 防災調整池

防災調整池は、開発に伴う地表水の流出量増加及び土砂流出による谷古入沢及び玉の内川への影響を防止するため設置する。防災調整池の容量は、堆砂容量約4,000 $m^3$ 、洪水調節容量約22,000 $m^3$ 、あわせて約26,000 $m^3$ を確保する。

また、30年確率降雨に対して洪水調節が可能な容量を確保するために、埋立区域にも堆砂容量約8,000 $m^3$ 、洪水調節容量約4,000 $m^3$ 、あわせて約12,000 $m^3$ の防災調整池を分割して設置する計画である。

オ 雨水集排水施設

外周水路は、埋立が終了した区域及び埋立地外の雨水を集め、防災調整池に流下させる目的で、埋立地の周囲に設置する。

埋立区域内法面小段集排水溝は、埋立区域内の未埋立区域に降った雨水を速やかに外周水路に排出するため設置する。

(3) 管理施設

処分場へ搬入される廃棄物の重量を計測・記録するために、埋立地入口に計量設備を2基設置する。また、処分場の管理を行うため、管理棟を設置する。なお、建設工事の資材搬入、埋立地及び施設の管理・保守点検のため、埋立地の周囲に外周道路及び管理道路を設置する。

(4) 関連施設

建設工事の資材搬入及び埋立作業の廃棄物搬入のため、搬入道路を設置する。搬入



道路は残留緑地の保全等を考慮し、約420mの区間をトンネル構造とした。

また、埋立区域内に廃棄物及び覆土材の搬入のため、仮設の場内道路を設ける。

なお、工事用車両及び廃棄物運搬車両のタイヤに付着した土を洗い落とすために、水噴射式のタイヤ洗車設備を設置する。さらに、風による廃棄物の飛散防止のためネットフェンスを設置する。

(5) その他

覆土材仮置場（相沢沖）については、覆土材の搬入後は十分に転圧し、さらに表面に種子吹付けを行う等の環境保全対策を講じる。

2.2.4 廃棄物受入計画

(1) 受入廃棄物の種類等

受入廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第2項に定められた一般廃棄物及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条の二第2号に定めるもの（ばいじん）のうち、表2.2-2に示す条件に合わせて処理されたものとする。

なお、各構成団体は、第二処分場を10年間以上使用可能とするため、廃棄物の積極的な資源化等を行い、廃棄物の減容（量）化に努めることとする。

表2.2-2 受入廃棄物の種類及び受入条件

廃棄物の種類		受入条件
一般廃棄物	①焼却残渣	焼却残渣：熱しゃく減量10%以下 <sup>*)</sup>
	②不燃・焼却不適ごみ	破碎処理：最大径15cm以下

注) 焼却残渣には、厚生大臣が定める方法（平成4年、厚生省告示第194号）により、中間処理されたばいじんを含む。

(2) 受入廃棄物量及び受入期間

第二処分場への受入廃棄物量は約250万 $\text{m}^3$ とし、受入期間は平成9年度から平成20年度とする。「三多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画」（平成5年4月）に基づく埋立廃棄物の年度別計画搬入量は図2.2-5に示すとおりである。

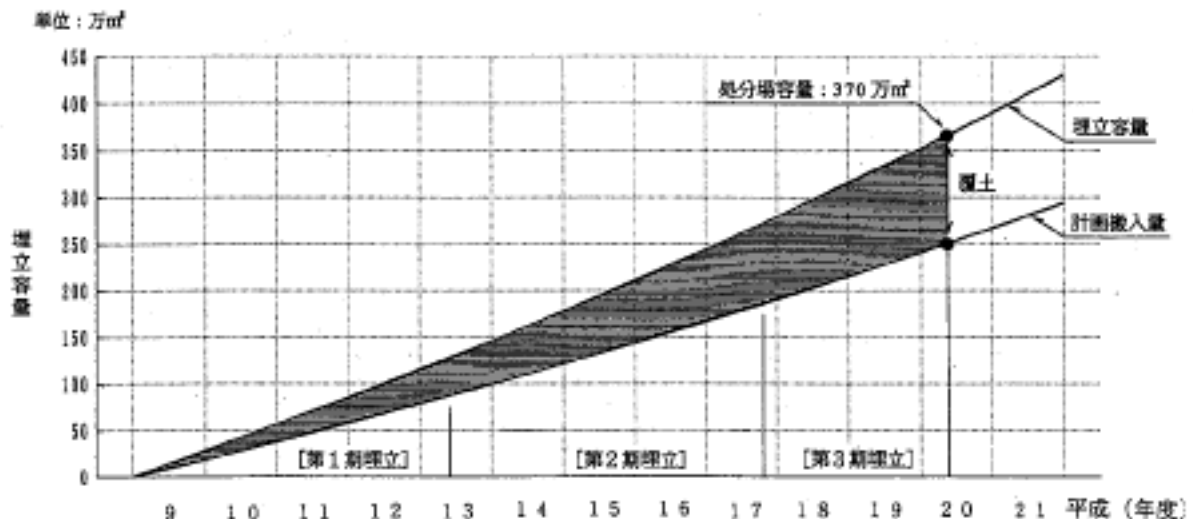


図2.2-5 年度別計画搬入量

(3) 搬入団体

搬入団体は、構成団体及び構成団体で組織される一部事務組合である。

(4) 廃棄物運搬車両の運行

第二処分場への廃棄物の搬入は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く平日とし、搬入時間（予定）は午前9時から午後4時までとする。廃棄物運搬車両は、走行中の廃棄物の飛散、悪臭の発生の防止のため、原則として10t積密閉型車両またはコンテナ車とする。

廃棄物運搬車両は、主要地方道第31号青梅・五日市線（以下「秋川街道」という。）を經由し、第二処分場に廃棄物を搬入する。その走行経路は図2.2-6に示すとおりである。1日あたりの平均運搬車両台数は、第二処分場開設時の平成9年度で95台、12年目の平成20年度で129台と見込まれる。

(5) その他

廃棄物の覆土材の一部は、覆土材仮置場（相沢沖）から秋川街道を横断して第二処分場に搬入する。

2.2.5 施工計画

(1) 全体工程

本事業においては、表2.2-3に示すとおり、平成7年度から主要施設等の建設に着手し、平成9年度から廃棄物の搬入を開始する。以後、図2.2-7に示すように建設工事と埋立作業を並行して行うこととなる。各建設工事区域は工事終了後、埋立区域となり、法面部上部のしゃ水シート、保護材、保護土、浸出水集排水管は、埋立作業の進捗状況に応じて敷設する。詳細は以下のとおりである。

表2.2-3 施工計画

年 度		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
建設工事	主要施設等	■														
	第1期建設工事区域	■														
	第2期建設工事区域			■												
	第3期建設工事区域							■								
埋立作業				▨												

(2) 建設工事計画

第二処分場建設工事の概要は、表2.2-4に示すとおりである。

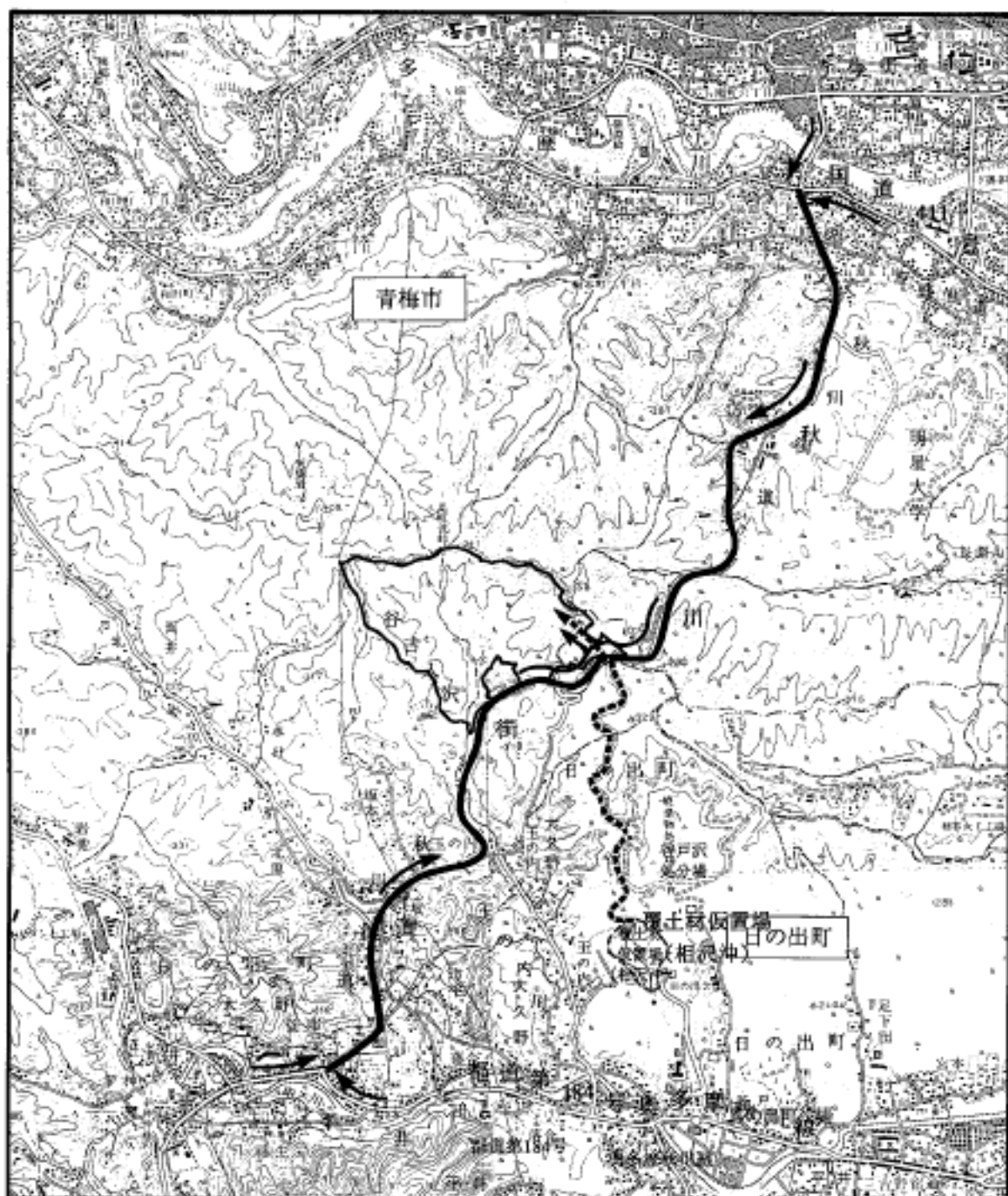
(3) 廃棄物埋立計画

ア 最終埋立形状

計画地の最終埋立形状は、図2.2-8に示すように埋立造成地盤の安定及び埋立容量を考慮し6段造成とする。

イ 埋立方式

埋立方式は、セル方式（廃棄物をブルドーザー等で敷きならし、その上に廃棄物を包み込むように傾斜層に覆土する方式）とする。



凡例

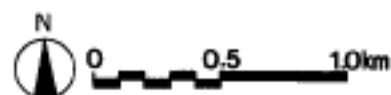
図2.2-6 廃棄物運搬車両及び覆土材運搬車両の走行経路

□ 計画地

← 廃棄物運搬車両の搬入経路 (往復同じ経路を走行する)

← 覆土材運搬車両の搬入経路 (往復同じ経路を走行する)

1:30,000



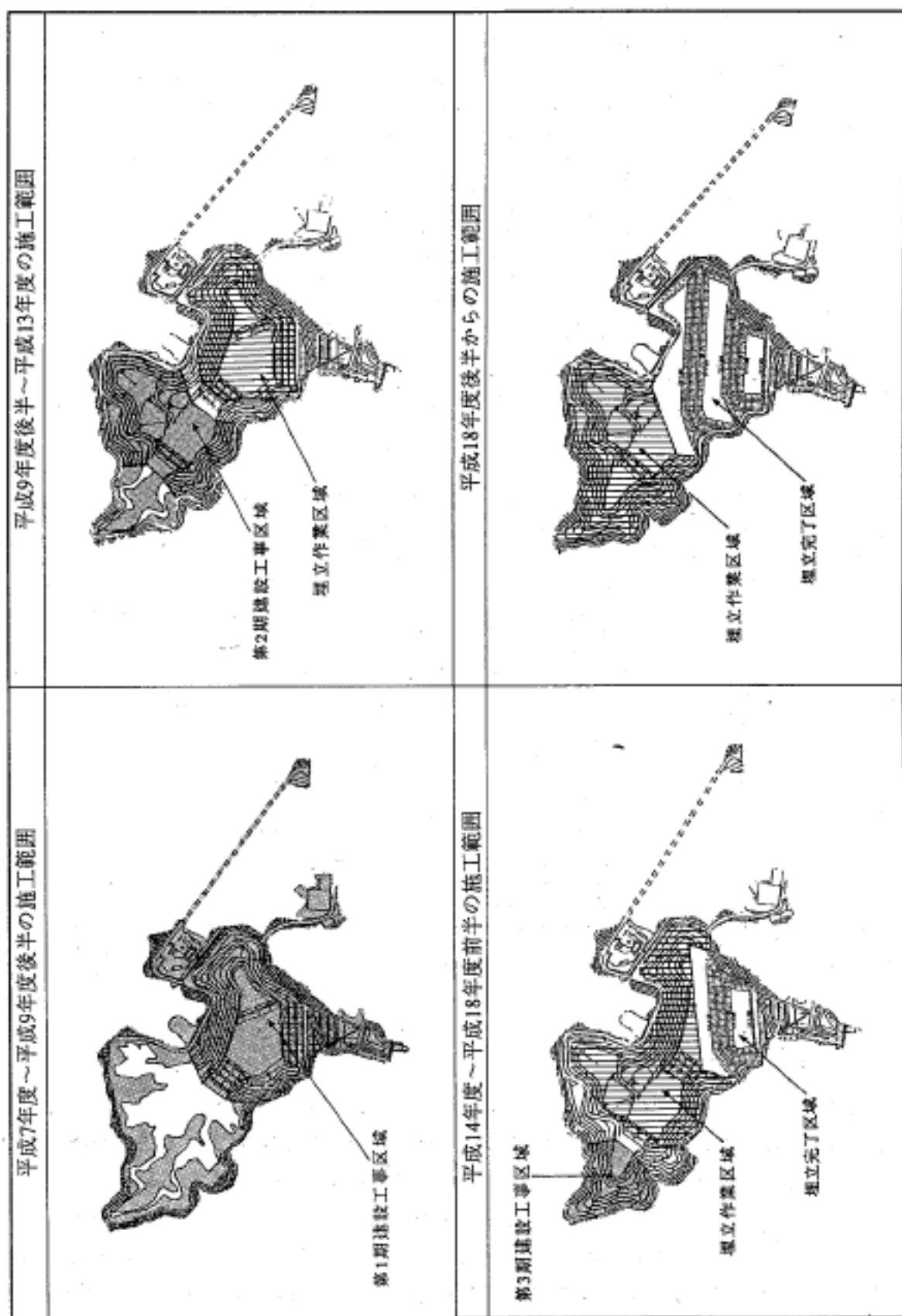


図2.2-7 建設工事及び埋立作業の概要

表2.2-4 主な建設工事の概要

工 種	主 な 施 工 内 容	
準 備 工	伐除根工	計画地の開発区域における樹木の伐採、除根を行う。
	切回し水路工事	防災調整池、貯留堤等の建設のため、現況の谷古入沢を切回す。
	仮設道路工事	計画地に機材・資材を搬入するための道路を設置する。
	仮設調整池・沈砂池工事	工事中の降雨による災害、濁水発生を防ぐため、計画地内から発生する土を締め固め、堰堤を築き、沈砂池を設置する。
搬入道路工	土工事	搬入道路の切盛土工を行い、路盤を整形する。
	トンネル工事	搬入道路トンネル部はNATM工法 <sup>注1)</sup> により掘削する。
	街渠・舗装工事	搬入道路に排水溝を設け、舗装する。
防災調整池工	土工事	谷古入沢の切回し後、掘削を行う。
	ダム工事	コンクリートを打設しダムを築造する。
	擁壁等付帯施設工事	擁壁等の付帯施設を築造する。
外周道路工	土工事	土砂流出防止柵を設置後、計画高まで掘削及び盛土を行う。
	法面工事	法面を整形し、法面保護工を施工する。
	舗装工事及び付帯施設工事	路盤を整形し、舗装する。ガードレール、ネットフェンス等の付帯施設を設置する。
外周水路工	土工事	水路を敷設する部分の掘削を行う。
	水路工事	プレキャスト水路ブロックを敷設する。
貯留構造物工	土工事	貯留堤体部の地盤の掘削を行う。
	基礎工事	グラウチング <sup>注2)</sup> による堤体部の地盤改良を行う。
	堤体盛土工事	発生土を用いて築堤する。
第1～3期 建設工事 区域内土工	土工事	工事区域を掘削する。 なお、必要に応じて発破作業を行う。
	場内覆土材仮置工事	場内に覆土材を仮置する。
	場内覆土材運搬工事	覆土材の運搬を行う。
しゃ水工	掘削、転圧等により整形し、下地を点検した後、混合土、しゃ水シート、保護材等を敷設する。	
地下水集排水管敷設工	地下水集排水管を敷設する。	
浸出水集排水管敷設工	浸出水集排水管を敷設する。	
浸出水処理施設築造工	浸出水処理施設を築造する。	
管理棟築造工	管理棟を築造する。	

注1) オーストリアで開発されたトンネル工法の一つ。

注2) 地盤改良や湧水の防止などのために、地中の空けき(セメントペースト)等を圧入する工法。

#### (4) 運土計画

本事業の実施に伴い、計画地の掘削によって生ずる土砂は、約250万 $m^3$ である。このうち約39万 $m^3$ は、第二処分場の貯留構造物等の築造及び盛土に用いられ、約20万 $m^3$ は谷戸沢処分場の覆土材として使われる。また、約94万 $m^3$ が第二処分場の覆土として使用され、そのうち約12万 $m^3$ は計画地内に、約30万 $m^3$ は覆土材仮置場(相沢沖)に一時的に仮置される。残りの約97万 $m^3$ が残土として場外に搬出されることとなるが、このうち約35万 $m^3$ が計画地に隣接する事業所に搬出、約50万 $m^3$ が青梅市方面の残土処分地に、約12万 $m^3$ が八王子方面の残土処分地に搬出される予定である。

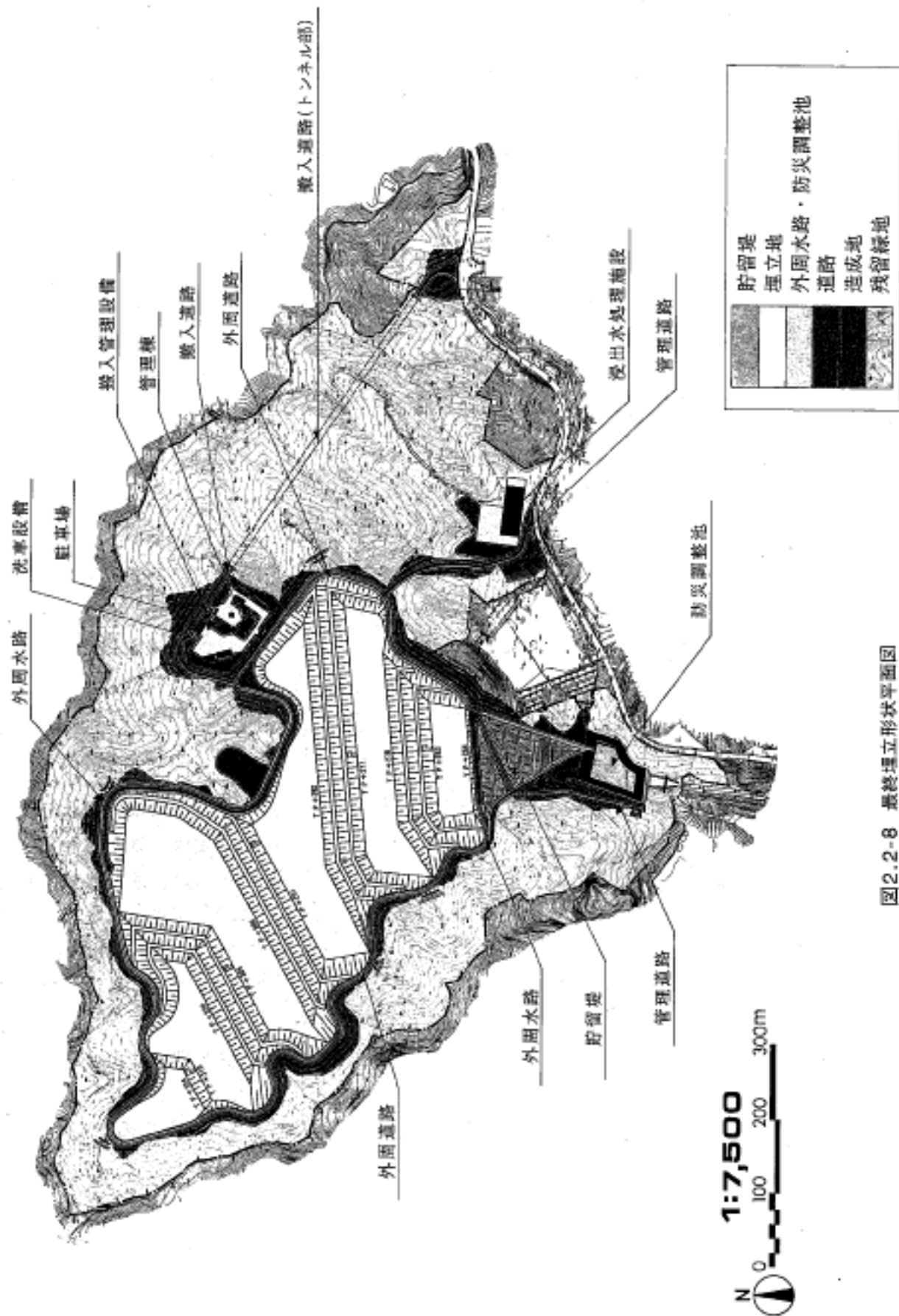


图2.2-8 最終埋立形状平面图

## 2.2.6 交通計画

処分場関係車両には、資材搬入車両、残土運搬車両、工事作業員送迎用車両、維持管理作業用車両、職員用車両及び廃棄物運搬車両があげられる。処分場関係車両発生台数は表2.2-5に示すとおりである。

表2.2-5 処分場関係車両発生台数

内 訳	台数 (台/日)
資材搬入車両 (大型)	0~59
残土運搬車両 (大型)	0~100
工事作業員送迎用車両 (小型)	15
維持管理作業用車両 (大型)	2
職員及び維持管理作業用車両 (小型)	15
廃棄物運搬車両	94~129

一般車両の将来交通量は、計画地周辺における自動車交通量調査結果等に基づいて表2.2-6に示すように推計した。

表2.2-6 将来交通量 (昼間12時間)

単位：台

年度	青梅市墓地公園前					玉の内交差点					萱窪交差点				
	一般車両		関係車両		合計	一般車両		関係車両		合計	一般車両		関係車両		合計
	小型	大型	小型	大型		小型	大型	小型	大型		小型	大型			
平成8年	6,872	973	28	256	8,129	6,416	826	32	254	7,528	5,747	1,260	32	254	7,293
平成13年	7,792	1,103	28	268	9,191	7,276	936	32	148	8,392	6,517	1,425	32	148	8,122

## 2.2.7 排水計画

第二処分場における雨水 (工事中の濁水を含む。) 、地下水、浸出水等排水計画の概要は、以下のとおりである。雨水は、外周水路を経て防災調整池へ排水される。地下水は、地下水集排水管により防災調整池へ排水される。浸出水は、浸出水集排水管により集水したのち、浸出水原水ポンプ槽から浸出水処理施設へ圧送し、浸出水処理施設において下水の排除基準以下に処理された後、日の出町公共下水道に放流される。

埋立完了後の浸出水は、埋立地が安定化 (発生ガス量が少なくなり、浸出水の水質が下水の排除基準以下で安定した状態) するまで継続処理する。

なお、管理棟からの排水は下水道へ直接放流する。また、洗車排水は専用ユニットで沈殿処理し、循環使用する。

トンネル施工時の濁水は、必要に応じて、専用の濁水処理プラントで処理する。

## 2.2.8 発生ガス対策

廃棄物の埋立に伴い、埋立廃棄物中の有機性物質の分解によりガスが発生する。埋立区域内を準好気性に保つため、浸出水の排水を兼ねたガス抜き管を進捗状況に応じて整備する。

## 2.2.9 防災計画

### (1) 施工計画上の配慮

- ア 防災調整池、外周水路等の防災施設の工事を先行して行う。
- イ 外周水路、外周道路及び搬入道路の建設に伴い生じる掘削法面は、崩落防止、早期安定のため、緑化等の対策を施す。
- ウ 外周水路及び搬入道路の工事に際しては、土砂の流出防止を図る。
- エ 防災調整池では、工事中の土砂流出と開発に伴う流出量の調整を行う。
- オ 場内の掘削法面は掘削後長期間放置せず、法面保護を行い、土砂の流出防止を図る。

### (2) 管理上の配慮

- ア 擁壁、貯留堤、その他設備を定期点検し、必要に応じて補修等の措置を講ずる。
- イ 火災発生の防止
  - (7) 埋立作業による火災発生を防止するため、作業手順の徹底を図る。
  - (4) 埋立廃棄物の即日覆土を行う。
  - (ウ) 消火器等、消火設備を必要に応じて配置する。

## 2.2.10 環境管理に関する計画等への配慮

事業に関連する東京都の環境管理に関する計画等としては、「東京都環境管理計画」(昭和62年策定、平成4年改定)、「東京都緑の倍增計画」(昭和59年策定、平成3年改定)、「みどりのフィンガープラン」(平成元年策定)がある。また日の出町で策定された「第二次長期総合計画基本構想」(平成元年策定)においても環境への配慮がうたわれている。

これらの計画に対し、配慮した事項は以下のとおりである。

### (1) 開発面積の抑制

本事業の実施により現況地形の改変は避けられないが、極力その面積を低減するよう努めた。特に大規模な切土工が必要となる搬入道路については、トンネル構造にすることにより、地形の改変、植生の減少を避けた。

### (2) 残留緑地の確保

計画地周辺の自然環境への影響を最小限に止めるため、計画地の境界から内側概ね50mにわたり、緩衝帯としての役割をもつ残留緑地を確保した。

### (3) 残土発生量の抑制

建設工事に伴う掘削により発生する土砂等については、貯留構造物の築造、覆土材として利用するほか、既設の処分場の覆土等に使用することとし、場外搬出される残土量の抑制に努めた。

### (4) 切土面の緑化

建設に伴い生じる法面に対しては緑化を図ることとした。

### (5) スカイラインの保全

北側及び西側の尾根については改変を避け、スカイラインとして視認される部分を残留緑地として保全した。